

## 仙北市プロポーザル方式の手続に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する事業のうち、高度な技術又は専門的な技術等が要求されるものの契約にあたり、当該事業の目的及び内容に最も適した者を選定して随意契約を行う方法（以下「プロポーザル方式」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱においてプロポーザル方式とは、次の各号のいずれかに該当する手続をいう。

- (1) 指名型プロポーザル方式 市が発注する事業を請負う者として適切であると思われるものを選定し、事業に関する提案を求め、その内容を審査し、事業の内容に最も適したものを特定する方法。
- (2) 公募型プロポーザル方式 当該候補者を公募し、候補者の中から市が発注する事業を請け負う者として適切であると思われるものを選定し、事業に関する提案を求め、その内容を審査し、事業の内容に最も適したものを特定する方法。

### (対象事業)

第3条 対象とする事業は、高度な技術又は専門的な技術等が必要とされるため価格だけの競争にはなじまないと判断される事業のうち、市長が必要と認めるものについて行うものとする。ただし、特許、著作権及び非公開情報等を必要とする事業並びに他の法令等で手続きが明示されている事業は、この対象から除外する。

### (選定委員会)

第4条 プロポーザル方式により発注しようとするときは、適正かつ公平に受託者を決定するため、事業ごとに選定委員会を設け、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 提案書を採用するための評価基準の決定に関する事項
  - (2) 提案書提出者の選定事項
  - (3) 提案書の採用事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、受託者の特定について必要な事項
- 2 選定委員会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。ただし、市長が必要であると認める場合には、市職員以外の者に対して委員の委嘱をすることができる。
- 3 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 4 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。
- 6 選定委員会の事務局は、プロポーザル方式による業務の発注を行う課に置くものとする。

(秘密の保持)

第5条 選定委員会の会議に出席した委員等は、当該会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(提案書の提出の依頼)

第6条 第3条に規定する事業を発注しようとする場合は、第4条に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審議を経て、次に掲げる方法により事業に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を依頼するものとする。

(1) 指名型については、選定委員会に諮り、提案書を求める者（以下「提案者」という。）を選定し、提案書の提出要請書（以下「要請書」）を送付することにより行う方法。

(2) 公募型については、提案書を提出する候補者を公募し、参加申込者を選定委員会において提案者として選定し、要請書を送付することにより行う方法。

2 前項第2号の規定による公募は、次に規定する方法等により行うものとする。

(1) 公募条件 選定委員会の審議を経て定めるものとする。

(2) 公募方法 公告、ホームページ、広報紙等により行うものとする。

(3) 公募期間 選定委員会が必要と認める期間とする。

(4) 追加公募 参加申込者が少数で競争性を確保することができないと認められる場合は、追加公募することができる。

(提案書の採用)

第7条 市長は、提出された提案書を選定委員会に諮って、当該事業の目的及び内容に最も適した提案書を採用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、契約検査室と協議のうえ、必要な事項を事業ごとに別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。